

情報通信審議会 電気通信事業部会（第82回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年10月26日（金）10時00分～11時10分
於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、東海 幹夫、辻 正次、
長田 三紀、安田 雄典

（以上6名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、谷脇 康彦（事業政策課長）、高地 圭輔（事業政策課企画官）、古市 裕久（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）、竹内 芳明（電気通信技術システム課長）、宮本 正（番号企画室長）

(2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

(1) 答申事項

ア 電気通信番号規則の一部改正について

【平成19年6月21日付 諮問第1176号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更）について

【平成19年8月31日付 諮問第1193号】

(2) 諮問事項

次世代ネットワークにかかる接続ルールの在り方について

【諮問第1194号】

(3) 報告事項

「新競争促進プログラム2010」の改定及び「新競争促進プログラム2010に関するプログレスレポート（第1次）」の公表について

開 会

○事務局　それでは、初めに事務局からご報告がございます。

本日は、冒頭、カメラ撮りがございます。審議に入る前には退室をいただくということになっておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは部会長、よろしくお願いいたします。

(カメラ入室)

○根岸部会長　はい、わかりました。それでは、ただいまから第82回情報通信審議会電気通信事業部会を開催したいと思います。

本日は、委員7名中、今は5名であります。長田委員が追っていらっしゃるということですので、現在でも定足数に達しております。

議 題

電気通信番号規則の一部改正について【平成19年6月21日付 諮問第1176号】

○根岸部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思えます。

本日の議題は答申事項が2件、諮問事項が1件、さらに報告事項が1件であります。

○事務局　カメラ、よろしゅうございますか。

(カメラ退室)

○根岸部会長　それでは初めに、答申事項より審議を行いたいと思えます。まず最初は、諮問第1176号、電気通信番号規則の一部改正について審議いたします。

本件は、今年の6月21日開催のこの部会におきまして総務大臣から諮問を受け、7月23日まで意見募集を行いました。その結果提出された意見を踏まえまして、050番号を用いたFMCサービスに0AB～J番号回線も組み合わせとして利用できるように修正された省令案につきまして、再意見募集を9月20日から10月5日まで行ったところでありまして、それでは、電気通信番号委員会の検討結果につきまして、主査の酒井委員のほうからご説明をお願いいたします。

○酒井部会長代理　それでは、ご報告いたします。資料８２－１でございますが、１枚あけて１－１の報告書をごらんください。

今、根岸部会長からございましたとおり、１回目の意見募集で提出された意見を踏まえまして、０５０と０ＡＢ～Ｊを組み合わせる利用することを可とするというような、そういった修正された省令案につきまして、再意見募集を行いました。その結果を受けまして、電気通信番号委員会におきまして、メール審議を行って報告書を取りまとめました。資料８２－１－１の２項めにありますように、再意見募集結果につきましては、特段、意見はございませんでした。したがって、省令案については、再意見募集をした案のとおり、すなわち０５０番号を用いたＦＭＣサービスに０ＡＢ～Ｊ番号回線も組み合わせる利用することができるように修正する、そういった上で制定することが適当であると考えられます。

答申案につきましても、次のページの１－２にありますように、同じですけれども、こういった形であることが適当と考えております。

以上、簡単ですが、電気通信番号委員会での検討結果のご報告となります。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、諮問第１１７６号につきましては、お手元の答申（案）の（案）が取れるということだと思っておりますが、このとおり答申したいと思っております。よろしいでしょうか。それでは、そのとおりいたします。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更）について【平成１９年８月３１日付　諮問第１１９３号】

○根岸部会長　それでは、次にまいりたいと思っております。次は諮問第１１９３号、ＮＴＴ東西にかかわりますいわゆるコロケーション手続に係る接続約款の変更の認可につきまして、接続委員会の主査の東海先生のほうからお願いいたします。

○東海委員　それでは、接続委員会における調査審議の結果をご報告させていただきます。

もう既に、答申の際以降、何回か議論をさせていただいた問題でございますけれども、少し思い出していただくために、資料８２－２の３７ページ以降の申請概要に従いまして簡単に振り返ってみたいと思っております。

本件は、コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に関し、情報通信審議会答申、これが本年の３月でございましたけれども、そこにおきまして示された第一種指定電気通信設備に係る措置事項及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正によるコロケーションルール等の規定整備を受けまして、以下の①から④に列挙している４つの事項を措置するため接続約款の変更を行うものでございます。

３８ページの主な変更内容のうち、まず第１点目、これは中継ダークファイバ・局舎スペース等のいわゆるコロケーションリソース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備でございます。これは（１）にございますように、現行では、リソースの有無に係る調査回答と当該リソースの保留が一体として運用されているところでございますけれども、これを見直すものでございます。具体的には、①リソースの保留の可否を選択できる申込手続を整備するとともに、リソースの保留を要する申し込みがなされた場合には、無料保留期間を廃止して、保留開始から接続開始等までの間にキャンセルがあった場合には、利用料相当の違約金の負担を要するように整備をいたしまして、②でございますけれども、さらに局舎スペース等の保留開始から工事着手までの期間を最大１２カ月から最大９カ月に短縮化するとともに、工事着手から工事完了までの期間を無期限から最大６カ月に短縮化するといったものでございます。

３９ページをごらんいただきましたように、今申し上げました措置とともに、（２）の①、②にございますように、中継ダークファイバの敷設区間のうち空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供や、新たにコロケーションリソース等に空きが生じた旨の情報を電子メールなどにより情報提供を行うための措置をするものでございます。

４０ページに行っていただきたいと思いますが、２点目は、電柱におけるコロケーション手続の整備でございます。これは局舎スペースや管路、洞道と同様の手続を電柱にも適用するものでございます。具体的には、（１）の①、②にございますように、電柱におけるコロケーションを円滑に行うために必要な各情報提供の手続とともに、その手続費の額を規定するものでございます。

４２ページでございます、３点目は、加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手

続の見直しでございます。これは加入ダークファイバ及び局内光ファイバの接続の申し込みについて、接続事業者からキャンセルがあった場合、その時点までに行われた現場調査等に要した費用を接続料原価の一部に算入する現行ルールを見直しまして、接続開始までに申し込みのキャンセルがあった場合は、当該申し込みからキャンセルまでに要した費用を当該接続事業者が個別に負担する仕組みに整備するものでございます。43ページ、今申し上げました措置とともに、(2)にございますが、保留されている状況を抑制するため、未利用のまま長期に保留されている状況を抑制するため、接続の申し込みがなされた後に工事日を確定するまでに通常要する期間を超えても、なお工事日の連絡がなされない場合には、その申し込みがキャンセルされたものとみなす仕組みを整備するものでございます。

4点目は、4にございますように、局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備でございます。これはNTT東西の局舎内等に設置されている電気通信設備に関して、発火等に係る予防・保全措置、緊急措置及び損害賠償など、安全性等を確保する仕組みを整備するものでございます。

以上が概要でございます。

本件は、今年の8月31日に諮問されまして10月1日まで、同じく10月3日から10月16日までの2回にわたりまして意見募集を行いまして、合計12社から意見が寄せられました。整理をいたしますと、少しボリュームが大きい意見整理になるかと思えますけれども、少しお時間をちょうだいしたいと思います、23日に接続委員会を開催し検討した結果をご報告させていただきたいと思えます。

横長の資料の3ページに戻っていただきたいと思えます。まず、1枚おめくりいただきまして4ページの意見の3をごらんいただきたいと思えます。リソース保留を要しない申し込みを整備したとしても、当該申し込みを実施した後にさらに線路設備調査または接続申し込み等を行う必要があり、従来と比べて2倍の期間と調査費用が必要となるため、実効性がないといった観点のご意見が寄せられました。これにつきましては、右側の考え方3でございます。本年3月の答申において、接続事業者からの申し込みのうち、相当程度が利用されずキャンセルされているという実態を踏まえ、コロケーションリソース等の手続における非効率性を排除し、その有効活用を図る観点から、当該リソース等に係る調査回答と保留が一体として運用されている現行のルールを見直しまして、必要な場合のみ保留が行われるようにすることが適当であると考え方をまとめ

させていただきます。これを踏まえ、今回の変更案はコロケーションリソース等の保留を要する申込手続に加え、保留を要しない申込手続も選択的に利用可能とすることは、コロケーションリソース等の過剰保留の抑制に資するものと考えられます。したがって、改めて調査申し込みを行う期間等を要することをもってその実効性が必ずしも否定されるものではないと考えるわけであり、ただし、今後の運用実態を踏まえ、具体的な問題点等が生じた場合には、必要に応じて手続の見直しを行うことが適当という考え方とさせていただきます。

6ページに入ってくださいと思います。意見の4でございます。これは、調査回答イコール設置（接続）申込承諾とすると、調査回答後に接続の要否を検討する機会が奪われ、事業活動に支障を来すことから、1カ月程度の検討期間、無料保留期間が必要というご意見でございます。考え方4でございます。今回、コロケーションリソース等に関する情報提供等の規定を整備することにより、接続事業者は、接続の申し込み前に当該リソース等の利用可否を確認し、その内容を十分に検討することが可能と考えられます。また、次に説明をいたしますけれども、考え方5に示した措置もあわせ講ぜられることとなることを考えますと、事業者が調査回答後に接続の要否を検討するための期間を設定する必要はないという考え方で整理いたしました。ただし、これらの措置の有効性を検証する観点から、NTT東西においては、接続事業者からの要望に応じてコロケーションリソース等の利用に係る協議を実施した場合、その実施状況について四半期ごとに行政当局に報告するとともに、行政当局においては当該報告を踏まえ、平成19年度末を目途に当該措置による手続の見直しについて、その要否を改めて検討することが適当という考え方を示していただいております。また、これにつきましては、後ほど報告書の中で要望事項に加えさせていただきます。

なお、そのなお書きといただきまして、さらに無料保留期間の廃止の措置を整備するだけでなく、コロケーションリソース等のさらなる有効活用のため、NTT東西みずから調査期間の一層の短縮化に努めるということが適当と考え方を示させていただきます。

11ページに入ってください。下のほうの意見5でございます。これは複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合、一部リソースの利用不可によって、既に利用可能となった他のリソースをキャンセルすることもあり得る。申し込んだリソース等の一部でも利用不可となった場合、すべてのリソース等を違約金なしにキャンセ

ルできるようにするようによしてくれというご要望でございます。これにつきましては考え方5にまとめました。局舎スペース、電力等の複数のコロケーションリソース等を一体として利用することとする場合、当該リソース等の一部について利用不可の回答があったときは、例えば5件のうちの1つといったようなこととございますが、その他のリソース等もキャンセルせざるを得なくなり、各リソースについて違約金が発生することは過剰なものであり、適当でないというふうに考えます。したがって、NTT東西においては、複数のコロケーションリソース等を一体として利用することとする場合、その申し込みも弾力的にといいましょうか、これを選択できるように措置するとともに、当該申し込みを選択した場合の調査において一部のリソース等が利用不可であった場合は、一体として利用不可との回答を行うことで違約金が発生しないこととする等の措置を講ずることが適当との考え方を示させていただきました。

意見6、17ページでございます。これは中継ダークファイバの経路が要望どおりでない想定される場合、キャンセルすることになるけれども、その際、違約金が発生する。要望どおりの線路構成か否かが確認できるように経路情報の開示が必要との意見でございます。考え方6をごらんください。中継ダークファイバの経路情報、ルートの情報でございますが、その開示は、セキュリティの確保に支障を及ぼすことも考えられることから、ルート情報そのものの開示は難しいと考えられます。したがって、その経路が接続事業者の要望に合致しない場合は、まずは事業者間で協議することが適当と考えます。また、NTT東西においては、接続事業者がネットワークの信頼性を向上できる線路構成がとれるよう、その対応に可能な限り努めることが適当との考え方を示させていただきました。

それから22ページ、これは中継ダークファイバの敷設区間の空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続等の関係の問題でございますが、意見12は、代替区間の情報提供手続に係る費用を単金化すべきだという考え方でございます。考え方12をごらんください。代替区間等に関する情報につきましては、申込事業者の要望に応じて提供されるべきものと考えます。また、申込事業者が要望する代替区間等に関する情報は事業者ごとにまちまちであり、一意に定まるものではないと考えられるため、その費用について個別に実費とすることが適当であると考えます。ただし、今後、こうした情報提供に係る事例が積み重ねられて、いわばデータベースがきちっとしてきた段階では、具体的に類型化できたということを考えれば、単金化をそのときには検討する

ことが適当ではないかという考え方でございます。

それから25ページ、大きな2番の、電柱におけるコロケーション手続の整備の問題でございます。意見16は、接続事業者が最終的な電柱添架の実施判断を行うための一定の検討期間を確保し、その期間は違約金を適用しないこととすべきというご意見でございます。考え方16におきましては、複数の電柱を一体として利用する場合、一部の電柱に利用不可の回答があったときは、その他の電柱添架もキャンセルせざるを得ないが、その際、違約金が発生することが適当でないと考えられます。したがって、考え方5に準じ、先ほどのコロケーションの問題でございますけれども、それと同様に、NTT東西においては複数の電柱を一体として利用する場合の申込手続に係る措置を講ずることが適当との考え方を示させていただきました。なお、措置につきましては後ほど報告書でご説明させていただきます。

大きな3番、28ページ、意見20でございます。接続事業者の責めによらないやむを得ない事情により申し込みの撤回を行う場合や、3カ月を超えて工事日の通知を行う場合は、変更案の規定の対象外とすべきというご意見でございます。これに関しては、考え方20でございますけれども、今回の接続約款変更案第34条第6項ただし書きでは、事情により3カ月を超える工事日の指定を認める旨が規定されています。したがって、NTT東西においては当該規定に基づき接続事業者の責めに帰すべき事由以外のものであって合理的なものであれば、工事日の指定の延長を認めることが適当との考え方を示させていただきました。

30ページに入らせていただきまして、意見24、下のほうでございます。接続料の算定上、申し込みの撤回に係る違約金は接続料原価から除外するものと理解する、こういうご意見でございますが、その右の考え方24、今回、個別負担化される加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る違約金につきましては、接続料原価から控除することが適当であり、その額につきましては、接続料原価算定の適正性及び透明性の確保の観点から、接続会計報告書等の中で明らかにしていくことが適当という考え方とさせていただきます。

それから32ページでございます。大きな4番の、局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備の問題でございます。意見26は、安全確保のための規定の整備は望ましいが、必要な範囲を超えて厳格化され、円滑な相互接続を妨げることがないようにすべきだというご意見でございます。考え方26でございますが、今回

の措置によりまして接続事業者に過度な負担とならないよう、また、NTT東西においては、円滑なコロケーション手続に支障が生じないよう適切な運用に努めることが適当という考え方とさせていただきます。

その他、33ページの意見29では、認可後速やかに実施とされているけれども、システム改修等の整備の完了後に実施すべきというご意見でございます。考え方といたしましては、NTT東西の再意見にありますように、今回の規定整備によるシステムの大規模な運用変更がないと認められますので、認可後速やかに実施することが適当とさせていただきます。

以上が変更案に寄せられました主な意見とその考え方でございますが、当接続委員会といたしましては、1ページの報告書の1にございますとおり、基本的には認可することが適当ということでございますけれども、2つの確保条件を付させていただきます。

1つは、先ほどの別添の考え方5を踏まえまして、複数の中継ダークファイバ及び局舎スペース等（以下「コロケーションリソース等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のリソース等を一体として利用する場合の申し込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申し込みの調査において一部のコロケーションリソース等について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること、という条件でございます。

もう1つは、先ほどの考え方16に従いまして、接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手続として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申し込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申し込みの調査において、一部の電柱について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること、類似の内容でございますが、コロケーションの問題と、電柱にかかわるものを条件とさせていただきます。

それから、2におきまして要望事項を付記させていただきます。2点でございます。まず第1点は、総務省においては、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の運用について、コロケーションリソース等の利用に係るNTT東西と接続事業者との協議の実施状況について、四半期ごとにNTT東西から報告を受け、当該報告を踏まえ、平成19年度末を目途に措置の見直しについて検討すること、これは先ほどの考え方4に関するものでございます。

それからもう1点、総務省においては、NTT東西に対し、コロケーションリソース等のさらなる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めることを要請する、これは考え方4にかかわるものでございます。

以上、総括しては認可することが適当という考え方で整理をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

この報告書の1の2つの点が指摘されていますけれども、これは結局、改めて補正というか、申請をしていただいて、それが前提として認可という、そういう意味ですよ。

○東海委員　　はい。

○根岸部会長　　それで、2のほうは要望ということであると。

○東海委員　　大きな2ですね、そうです。2点は要望事項でございます。

○根岸部会長　　よろしいですか。それでは、諮問第1193号につきまして、今、報告いただきました報告書と同内容の答申（案）というのが35ページにありますけれども、このような内容として答申をしたいと思えます。どうもありがとうございました。

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について【諮問第1195号】

○根岸部会長　　それでは次に、今度は諮問事項ということでありまして。諮問第1195号、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、総務省のほうからご説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　　それでは、お手元の資料82-3に基づきまして、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する諮問事項についてご説明をさせていただきます。

表紙の次に諮問書をおつけいたしております。諮問書の内容を読み上げさせていただきます。

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、下記のとおり諮問する。

次世代ネットワークとは、従来の回線交換網が有する高い信頼性とIP網が有する柔

軟性の両立を基本理念として通信事業者が構築・管理する I P 技術を活用した通信網であり、N T T 東西は、次世代ネットワークを用いた本格商用サービスを本年度下期に開始することとしている。近年、I P 技術の進展に伴い、回線交換網から I P 網への移行が進展する中で、N T T 東西が構築する次世代ネットワークは、我が国における基幹的な通信網としての性格を有することとなることが想定される。競争事業者が当該ネットワークを利用して創意工夫を生かした多様なサービスを遅滞なく提供可能な環境を整備することは、公正競争の確保や利用者利便の向上を図る観点から取り組むべき重要な課題であり、上述の商用サービスの開始時期を踏まえれば喫緊の課題である。これらを踏まえ、総務省は、新競争促進プログラム 2 0 1 0 において、N T T 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、貴審議会の審議を経て本年度中を目途に結論を得ることとしているところである。

以上を受け、また関係事業者等からの提案を踏まえ、第一種指定電気通信設備の指定範囲、次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化（アンバンドル）、接続料の算定方法等の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、貴審議会に諮問するものである。

以上でございます。

次に、諮問事項の具体的な内容につきまして、お手元の横長の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、今回の諮問の背景でございますが、先ほどの諮問書にもございましたとおり、総務省は、平成 1 8 年 9 月、2 0 1 0 年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等の具体的な実施計画である新競争促進プログラム 2 0 1 0 を策定いたしまして、N T T 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備を行う方針を公表したところでございます。また、1 0 月 2 3 日、この火曜日でございますけれども、このプログラムを改定いたしまして、その中で、この次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方については、本格商用サービスの開始時期が 2 0 0 7 年度下期であることを踏まえ、審議会の審議を経て、2 0 0 7 年度中、本年度中を目途に結論を得るとともに、これを踏まえ、速やかに所要の制度整備を行うべきであるという具体的な方針を明確化しているところでございます。

また、本審議会から今年の 3 月に接続ルールの見直しに関しましていただいた答申の中におきましても、次世代ネットワークに係る接続ルールについて、可及的速やかに検討を開始することが適当である。その際には、あわせて地域 I P 網、メディアコンバー

タ等の装置類の扱いでありますとか、あるいは分岐端末回線単位の接続料設定の妥当性についてもあわせて検討するようというご提言をいただいているところでございます。これらを踏まえて、本日、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について諮問をさせていただいたところでございます。

2 ページ目が具体的なNTTの次世代ネットワーク等の設備構成の図でございます。この図は、NTTのIP通信網を示した図でございます。このほかにも当然、加入電話網でありますとか、専用線等のネットワークがあるわけでございますけれども、極めて複雑な図になるということで省略をさせていただいております。この図の真ん中から左側でございますけれども、これが既存のIP通信網でございます。青字の部分がベストエフォート型の地域IP網でございます。この地域IP網を利用して、この図にありますとおり、例えば網終端装置を抜けてISPとISP接続を行うといった形、あるいは収容ルータを通じてオフィスユーザ等へのセンターエンド型サービス等の提供、あるいはコンテンツプロバイダ等へのコンテンツ配信等の提供、こういった接続、サービス提供が行われているところでございます。

また、黄色い斜線がかかっている部分でございますけれども、OAB～J IP電話、いわゆるひかり電話につきましては、QoS確保等の観点から、地域IP網とは別のネットワークとして構築をしているものでございまして、いわゆるひかり電話網を構築しているところでございます。

これらが既存のIP通信網でございますが、右側が新たにこれらの既存のIP通信網とは別に構築をするいわゆる次世代ネットワークでございます。この焦げ茶色のルータあるいはSIPサーバ、これらを新しい設備として設置することによって、先ほど申し上げたOAB～J IP電話を含めた新たな統合型のIP通信ネットワークを構築していくというものでございます。具体的には、この焦げ茶色の下にあります収容ルータとSIPサーバが連携を図っていくことによって、例えば品質クラス別のQoS制御を行う、あるいはセキュリティ確保をしていくということでございます。また、中継ルータも高速化を図るということで、全体として既存IP通信網を高度化・大容量化をしていくということでございます。

また、右側でございますとおり、イーサネットワークの信頼性向上でありますとか、一元的な管理対応を可能とするために、イーサスイッチを高度化・大容量化いたしまして、新しいイーサネットワークも構築していきたいということでございます。これらが

新しく構築する次世代ネットワークの設備構成でございます。

この左側の既存 I P 通信網から右側の次世代ネットワークへどのように移行していくかということでございますけれども、N T T 東西によれば、サービス中断を避けるとともに、新規需要増にも対応していく必要があることから、暫定的にはこの両者をオーバーレイ的に運用・展開していく必要がある。まずはひかり電話の中継面から N G N 用の装置に置きかえていき、最終的には収容局ルータも含め、既存の I P 通信網を N G N に置きかえていく予定であるということでございます。

また、右側の新しいイーサネットワークの下に小さい字で※で書いてございますけれども、この新しいイーサネットワークにつきましても、将来的にはスイッチ間の伝送を I P 通信網を用いて行うことを検討し、将来的には統合していきたいという計画を持っているということでございます。

次に 3 ページ目、次世代ネットワークへ提供を予定している具体的なサービスでございますが、ここにありますとおり、青枠で囲った部分が既存サービスと同等のサービス、赤枠で囲った部分が新しい Q o S 制御等を利用した広帯域・帯域確保型の新サービスということでございます。ここにございますとおり、ブロードバンドサービス、I S P 接続サービス、センターエンド型・C U G 型サービス、これらにつきましては、基本的には現行のフレッツサービスと同等のサービスを提供していきたいということでございますけれども、ブロードバンドサービスにつきましては、事業所向け最大通信速度 1 ギガビットのサービスについても提供を計画していきたいということでございます。また、コンテンツ配信向けサービスにつきましては、現在提供されている I P v 6 ベストエフォート型のユニキャスト・マルチキャスト通信に加えまして、I P v 6 帯域確保型のユニキャスト通信、あるいは地上デジタル放送 I P 再送信向けの帯域確保型のマルチキャスト通信、これらについても新しいサービスとして提供していきたいということでございます。

また、右側のひかり電話サービスでございますが、やはり現行の O A B ~ J I P 電話あるいはテレビ電話に加えまして、高品質電話あるいは標準テレビクラス、ハイビジョンクラスのテレビ電話についても新しいサービスとして提供していきたいということでございます。

先ほど申し上げました新しいイーサネットを利用したサービスでございますけれども、これにつきましては、基本的には現行のビジネスイーサ等のイーサネットサービスと同

等のサービスを提供していきたいということでございます。

提供時期につきましては、NTT東西とも2008年3月、提供予定エリアにつきましては、これも両者ともフィールドトライアル実施エリアからサービスを開始し、以降、順次エリアを拡大していきたいということでございます。

次に4ページ目、今後、諮問事項に当たりましてご検討をいただきたいと思っております主な事項についての概要を説明させていただきます。

大きく柱が4つございまして、1点目は、第一種指定電気通信設備の指定範囲、いわゆる接続ルールの対象範囲でございます。これにつきましては、例えば先ほどご説明いたしました新しい次世代ネットワークを構成する設備について接続ルールの対象となる第一種指定電気通信設備として指定することが必要かどうか。あるいは既存の地域IP網あるいはひかりIP電話網等について第一種指定電気通信設備として指定することが必要かどうかについてご検討いただきたいと考えているところでございます。

また2点目の、次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化、いわゆるアンバンドルに関してでございますが、次世代ネットワークのアンバンドルを検討する際の留意点でありますとか、具体的にアンバンドルが必要な設備・機能等についてご検討いただきたい。また、NTT東西が現在公表している箇所に加え、標準的な接続箇所として追加すべき箇所があるかどうかについてもご検討いただきたいと考えております。

また、3点目といたしまして、接続料の算定方法等でございますが、次世代ネットワークにつきましては、さまざまな接続形態が考えられますことから、それぞれの接続形態における接続料の算定方法の具体的な在り方、あるいは接続会計における次世代ネットワークに係る設備区分の在り方、あるいは光ファイバの分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定の是非、これらについてもご検討をいただきたいと考えているところでございます。

その他、例えば接続の手続でありますとか、情報の開示内容、手続等で講ずべき措置についても検討をいただきたいと思っております。また、接続料の水準の妥当性をチェックするためのスタックテストでありますとか、映像配信プラットフォームのオープン化等についてもぜひご議論、ご検討いただきたいと考えているところでございます。

次に5ページ目でございますけれども、今回の諮問に先立ちまして、先ほど申し上げましたような主な検討事項と考えられる項目につきまして、平成19年9月20日から1カ月間、提案募集を実施しているところでございます。その結果、31件の意見が寄

せられたところをごさいます、以下、主な意見の概要についてご説明をさせていただきます。

まず1点目の第一種指定電気通信設備の指定範囲でございますが、これにつきましては、例えばNGNはボトルネック性を有する光アクセス回線と一体として構成するネットワークである、あるいはISPにとって足回りとして必要不可欠なネットワークであるといったような理由から、第一種指定電気通信設備の指定が必要ではないかというご意見を、競争キャリアあるいはISP等からいただいているところでございます。これに対して、NTT東西からは、次世代ネットワークについてはオープン化規制を課すのではなく、各事業者自由に事業展開を行わせるべきという意見が寄せられているところでございます。また、既存の地域IP網につきましても、すべての回線がNGNにマイグレーションしない限り、地域IP網も引き続き指定設備とすべきといったご意見、あるいは、現在、非指定のひかりIP電話につきましても、FTTH市場の市場支配力がOAB～JIP電話市場に影響を及ぼしており、ひかりIP電話自体も非常に急速に増加しているということから、早急に指定設備とすべきではないかというご意見を競争キャリア等からいただいております。

他方、NTT東西からは、地域IP網は他事業者も同様のネットワークを自前構築可能であること等から非指定設備とすべきである、ひかりIP電話についても引き続き非指定設備とすべきであるという意見が寄せられているところでございます。

2点目の次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化、いわゆるアンバンドルについてでございますけれども、これにつきましては、アンバンドルは、設備単位に加え、機能別にも可能となるよう柔軟な対応が求められる。あるいは既存ネットワークで提供されているサービスと同等のサービスが継続可能なレベルで設備・機能がアンバンドルされることが必要であるといったご意見が競争キャリアらから寄せられております。また、特にISP等からは、プラットフォーム機能、例えば認証・課金であるとかQoS制御等の機能につきましては特にアンバンドルされるべきではないかといったご意見をいただいているところでございます。

他方、NTT東西からは、NGNに係る技術や機能につきまして、標準化の途上にあるものが多い。また、定義や概念が具体化・明確化されていない段階におきまして、機能のアンバンドルといった事前規制を課すべきではないのではないか。あるいはPSTNが求められていたのと同様のアンバンドルを求めることは適当ではない。また、指摘

を受けているNGNのプラットフォーム機能というのは、そもそも最初は具備していないといったようなご意見をNTT東西からいただいているところでございます。

このほか、現状の加入電話等と同様に、少なくとも各県に相互接続点を1以上設けることを義務づけることが必要ではないかといったご意見も電力系事業者等からいただいているところでございます。

次に6ページ目でございますが、3点目、接続料の算定方法等でございます。具体的な接続料の算定方法につきましては、例えば転送機能は管理部門から利用部門への卸料金を設定の上、接続料を算定する方式が適切。サービス制御機能は、将来原価方式または長期増分費用方式の適用も可能ではないか。あるいは、長期増分費用方式が望ましいけれども、当初はプライスカップ方式や将来原価方式等の暫定措置も考えられるのではないか。キャリアズレート方式などの方式を十分議論した上で適用することが必要ではないか。あるいは、IP網間接続であれば、接続料のやりとりをしないビルアンドキープの検討も必要ではないか、このようなさまざまなご提案をいただいているところでございます。

また、NTT東西からは、NGNの接続料は事業者間協議にゆだねることが適当であり、なお、現行と同じ接続形態のものは現行と同様の接続料、IP-IP接続やイーサ接続は接続料のやりとりをしないビルアンドキープとしたいという意見が寄せられております。

接続会計の在り方につきましては、透明性確保のため、NGNに係る設備区分を設けることが必要ではないかという意見が寄せられる一方、NTT東西からは、そもそもNGNは指定設備の対象とすべきでないので、接続会計への整理も不要ではないかという意見が寄せられております。

また、光ファイバの分岐端末回線の扱いでございますけれども、これにつきましては、分岐端末回線を物理的に共用するOSUの共用が考えられる。これを検証した結果、共用の際の課題となるサービス品質の確保は、一定のルールの整備で技術的に可能なので、この共用を進めるべきではないかといったようなご意見、あるいは、OSU共用も考えられるけれども、本質的には分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料が設定されることが最も重要かつ早期に行われるべき事項ではないかといったようなご意見を競争キャリア等からいただいているところでございます。

他方、分岐端末回線単位の接続料設定は、サービスの画一化を生み、サービスの柔軟

な開発等のサービス競争を阻害する。また、設備競争を否定することにつながるので反対であるという意見を電力系事業者あるいはCATV事業者等からいただいているところでございます。また、NTT東西からは、光信号伝送装置の共用については、サービス品質の確保や新サービスの提供上支障を生じ、多種多様なサービスを迅速に提供できなくなるといった問題があることから、こういった装置を共用するか、あるいは専用とするかといったことは、各社の経営・営業判断の問題ではないかといった意見が寄せられているところでございます。

そのほかにも、例えばNGNについては詳細仕様や料金等の開示が遅れており、経営判断する材料が不足している。あるいは単に接続に必要な期間だけではなく、新規サービス導入等に必要とされる期間も含めた運用がされないと、実質的同等性が担保されないのではないかといったご意見でありますとか、NGNで提供されるサービスについては、スタックテストの対象とすべき。あるいは接続ルールをコンテンツプロバイダに直接適用する等の制度整備を希望するといったようなご意見、また、NGNのマイグレーション計画の可能な限り早期の開示が必要ではないか、こういったさまざまなご意見を頂戴しているところでございます。

今後の審議におきましては、こういった提案募集に寄せられた意見も踏まえながら、ぜひご検討を行っていただければと考えているところでございます。

最後に7ページ目、今後の審議スケジュールの案でございます。先ほどご説明しましたとおり、競争促進プログラム2010におきまして、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方につきましては本年度中を目途に結論を得ることといたしておりまして、このため、このスケジュール案でございますとおり、本日、事業部会に諮問をさせていただきましたが、ぜひ3月下旬、年度末までに事業部会の答申をいただきたいと考えているところでございます。このため、今後3カ月程度ご審議、ご検討いただきまして、1月の下旬に事業部会の答申案をいただき、その後、パブリックコメントを1カ月とった上で、そのパブリックコメントの結果も踏まえてまたさらにご検討いただきまして、3月下旬に事業部会の答申をいただくようなスケジュールを考えているところでございます。

また、下に参考ということで、活用業務認可関係のスケジュールという線を引いております。これは昨日、NGNの提供に当たりまして、NTT東西から、県間伝送役務の提供等についてNTT法に基づく活用業務認可申請があったところでございまして、こ

れにつきましては、標準処理期間4カ月ということでございます。直接、接続ルールの審議にリンクするものではございませんが、NTT東西の次世代ネットワークの提供に係る関連の手続ということで、参考までに線表を示させていただきました。

また、11月の欄にございますとおり、今後の円滑な審議に資するため、事業部会・接続委員会合同で関係者のヒアリングを行っていただければいかがかと考えているところでございます。次の8ページ目でございますけれども、具体的には11月16日金曜日、10時から12時40分、意見陳述100分、質疑応答60分、合計2時間40分のヒアリングを考えているところでございます。ヒアリング事業者・団体といたしましては、NTT東西、KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、USENこれらの事業者・団体を予定しているところでございます。

今回の諮問事項の具体的な内容については以上でございますが、10ページ以降、ご参考までに最近の市場動向でありますとか、現行の接続ルールの概要について詳細な参考資料をおつけいたしておりますが、説明については省略をさせていただきます。今後のご審議、よろしく願いいたします。

- 根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見なりご質問ございましたらお願いします。
- 酒井部会長代理 かなり大きな問題をいろいろ含んでいると思うのですが、中には具体的なものと、ちょっとぼやけているものがありまして、例えば分岐回線の共用の問題なんかは、どうなるかは別として問題点は非常にはっきりしていると思うのですが、このプラットフォーム機能等に関して見ますと、そもそも例えば5ページのところに、NTTはNGNやプラットフォーム機能はないと書いてありますし、一方、赤いほうではプラットフォーム機能のうち、認証・課金、QoS制御等は特にアンバンドルされるべきと。まあ、QoS制御というのは、プラットフォームとか、中で回線割当とか、有線制御とかそういった話でしょうから、あまりプラットフォームと関係ないんじゃないかという気もするのですけれども、どっちにしても、何がプラットフォームかということがちょっとお互いぼけているような気がしますので、ちょっとそのあたり、具体的な議論のときに問題点をはっきりしていただくようお願いいたします。
- 古市料金サービス課長 全くおっしゃるとおりでございます、よくプラットフォーム機能と一口に言いますけれども、何がプラットフォーム機能なのかというのは、例え

ば関係事業者それぞれ違ったイメージをお持ちの場合もあると思いますので、まずはその議論の対象となるプラットフォーム機能が何なのかということ具体的に明らかにした上で議論していくことが大事だと思っております。今後の検討に当たってはご指摘を踏まえて具体的な議論をしていきたいと考えております。

○根岸部会長　ほかに。どうぞ。

○辻委員　私はまだNGNがよくわかっていないもので、何を議論するのかということもよくわかりません。2ページに、一応、NGNと想定されるものを書いてありますけれども、ここで、接続で関係してくるのは他事業者との関係です。これはイーサのところを除きますと、IP電話、TV電話等のNNI、他事業者接続用ルータというのがあります。これが1つ出ています。それからもう1つ、その上のISP接続というのがあります。ですから、このNGNでの想定では、やはり電話的な機能のもの、つまり他事業者との接続ということ想定しておられるわけですか。それとももっと幅広く、今後考えられる、あらゆるパケット通信等々も入れた他事業者との接続というのもあり得るのですか。これだと、何か過去の電話と映像が入ったというだけになりますけれども、そういう意味なんでしょうか。

○古市料金サービス課長　例えば2ページ目でいきますと、いろいろな形の接続が想定されておりまして、例えば右側のNGNの一番左側のインターフェース変換装置からIGSに抜けていく、IGSと申しますのは電話関門交換機でございますけれども、これはいわゆる電話の接続でございます。それから、他事業者接続用ルータ、これはいわゆるIP-IP網間の接続というイメージでございます。また、網終端装置からISPに抜けていく接続につきましては、現行のいわゆるPPPoE接続によるISP接続でございます。そのほかにも収容ルータから、例えばオフィスユーザ等への接続、コンテンツプロバイダへの接続といった多種多様な接続が想定されていることでございます。したがって、単に旧来型の電話ネットワークとの接続ということだけではなくて、NGNを使ったいろいろな形での接続について接続ルールの在り方がどうあるべきかということは今後もご議論していただきたいということでございます。

先ほど、諮問書にありましたとおり、今後、NTT東西の次世代ネットワークにつきましては、我が国の基幹的な通信網となることが期待されているところでございまして、これらのネットワークの上で、さまざまな事業者あるいは利用者が多様な形で、また公平な形で接続ができるような環境整備を整えることが大切だと思っております。今後、

そういった視点を踏まえたご審議、ご検討をぜひお願いしたいと考えているところでございます。

○辻委員　私は線の読み方を勘違いしていました。これは他事業者網の中に今おっしゃられたのが全部入るんですね、ごめんなさい。一見、I P電話、T V電話等というのが明確に出ているもので勘違いしました。ほかのサービス、コンテンツ配信、センターエンド型サービス、これも全部他事業者のところに入るような線なんですね。

○古市料金サービス課長　済みません、これは図が非常に難しくなっていますが、右側の収容ルータからセンターエンド型サービスと抜けている線がございます。これは非常に見にくくて恐縮ですが。

○辻委員　これは最終的にどこへ行くのですか。

○古市料金サービス課長　左側のオフィスユーザ等と書いてある緑の部分、ここと接続をしているイメージでございます。要するに、地域I P網のオフィスユーザ等から収容ルータに接続している、これと同様の接続形態を想定しているということでございます。

○辻委員　図では、線を越えるときには半円で迂回するように書くものですから、この図のように直線で交わっている、とそれはつながっていると読めてしまいます。

○古市料金サービス課長　今後十分気をつけたいと思います。

○辻委員　わかりました、その辺ちょっと勘違いしました。

○根岸部会長　辻先生、それでよろしいですか。

○辻委員　はい。

○根岸部会長　ほかにいかがでしょうか。

○東海委員　いよいよこのNGNの問題をこの全体の中に取り込んで議論をしなければならないような時期が来たかなという感じがいたしますけれども、それにしても、それにしても少し唐突に出てきて、議論をする期間が短いという気がしてならないわけでありまして、そのためには、これはおそらく商用化が前提になっているわけでしょうから、その前にきちっとやらなきゃならないということだろうと思うのですけれども、そのためには、これまでNGNというものの実態がまだよく理解されていない、まだつかめていないという発言が非常に多かった中でこういう形になるわけですから、私どもにはしっかりといろいろな動向、バックグラウンド、環境、先の見通し、そういったことをしっかりと資料として提供いただきたい、いただかなければ判断できませんよということになるろうかと思えます。特に、まず一番最初の入り口というのは、このNGNが指定になるかどうか

という判断じゃないかと思います。そのためには、全体構造を見渡して、いわゆるボトルネック性とか不可欠性とかいったようなものとしての仕組みとして、システムとして、これが今、商用化されたときにそういう状況になるのかどうかという、これはマイグレーションの問題とも絡むんだろうと思いますから、少し先の2年、3年先ぐらいの動向も含めてそういった実態をぜひともお知らせ願うということをやっていただきたい。これは単に事業者に来ていただいて15分のスピーチをいただいたらわかるといったものじゃないだろうと思いますので、ぜひその点は補足的にきちっと資料提供をお願いしたいと思っております。

それから、それ以外の問題というのは、この入り口論、第一種指定電気通信設備への入り口に入ってから議論されるべきだろうという問題なのではないでしょうか、おそらく。例えば接続料問題にしても、先般、20年度以降の、いわゆるLRIC方式を基本とした接続料の在り方というのを3年で決めたわけです。さて、そうやって、そこにこのNGNの接続料の問題をどう組み込むかということ考えたときに、今まで議論をしてきた20年度以降の既存の、現存の、あるいはこれからやろうとしている20年度以降のものに何か影響を及ぼすか否かということは、関係あるかないかといったことについても議論を進めていくべきなのかなと思っておりますけれども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○古市料金サービス課長　まず、第1点目でございますけれども、委員ご指摘のとおり、NGNの実態、きょうご説明させていただきましたけれども、まだまだ実態がよくわからない部分があるのではないかとこの点は確かにそのとおりだと思っております、先ほど、事業部会・接続委員会の合同ヒアリングを設けるということで、この場でも具体的な説明をいただきたいと思っておりますのでございますけれども、これに加えて、やはりNTT東西のほうからいろいろな形で詳細な、今後のNGNのネットワークサービス、それから今後の展開等についてのご説明を是非していただきたいと考えているところでございます。また、総務省といたしましても、NGNの実態等に関してきちっとした資料を作り、また審議会、接続委員会のほうにご提供していきたいと考えているところでございます。

また、接続料の関係につきましても、委員ご指摘のとおりでございます、まずは接続ルールの対象となる範囲がどこまでになるかというところをしっかりとご議論いただく、それを踏まえて接続料の在り方をきちんとご議論いただくということかと思ってお

ります。先ほどご指摘にありましたとおり、いわゆる加入電話、PSTNの接続料について、今後IP網への移行が進んでいく中で、今後のPSTNの接続料の在り方はどうかということを審議会の接続委員会でもいろいろご議論をいただいたところでございますけれども、当然、今後、PSTNからNGNへ移行することが想定されていますので、NGNの接続料の在り方というのは、当然PSTNの接続料の在り方とも密接不可分に関連してくるものだと思っております、そういった意味では、そういった関連にも十分配慮しながら、今後ご検討、ご審議をお願いしたいと考えているところでございます。

○東海委員　　そうですか。これは接続委員会で調査検討いただくということでありませけれども、今、非常に審議する期間が短いというお話がありましたけれども、このような次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方を検討した結果、例えば法律そのものを何か変えなきゃならないというようなことも想定されるのでしょうか。そういうのはあまり想定してないのでしょうか。そういうことがなくてもできるのでしょうか。時間というか、もしそうであれば、議会というか国会の問題もあると思うのですが、それはどういうふうに今のところ想定されているのでしょうか。

○古市料金サービス課長　　基本的にどういった点についてルールの変更を加えていくかということかと思えますけれども、例えば、接続ルールの基本的な制度の変更ということになりますと、基本的には省令改正とかそういったことが想定されるということでございますけれども、例えば先ほどの提案事項の中にありましたように、現在、電気通信事業法で接続料の対象となっていない、例えばコンテンツプロバイダを直接接続ルールに適用して欲しいといったご議論については、これは法律事項ということになってくると思います。いずれにせよ、こういった提案募集に寄せられた主な意見も踏まえながら、今後、具体的にご議論をいただきまして、その結論を踏まえて必要な制度整備あるいは対応をしていきたいと考えているところでございます。

○根岸部会長　　ほかにいかがでしょうか。

○酒井部会長代理　　よろしいですか。今のにちょっと関係あるんですが、これを見ると、NGNというのが2ページにぼんと書いてあって、何となく将来的にはみんなNGNになるんだというイメージでいる、もちろん携帯は別ですが、そういうわけなんですけれども、実際問題として、現在のPSTNにつきましては、別にこっち側に将来移行するというストーリーがはっきりできているわけではないのです。何か当分残りそうな気が直感的にはするのですけれども。そうすると、ユニバーサルサービスも含めてそこをど

うするのかというところも、また何かの、今回の議論とは違うかもしれませんが、やはり検討対象になるのでしょうかね。

○古市料金サービス課長 先ほどのご説明におきましては、既存の I P 通信網から N G N への移行についてご説明をさせていただきました。これに加えて、この図にございませんが、P S T N、加入電話網についてこの移行をどうしていくかということでございますけれども、N T T グループにおきましては、2 0 0 4 年の 1 1 月に中期経営戦略ということで、基本的にはメタルアクセス、固定電話網から光アクセス、次世代ネットワークへの切りかえを図っていくという方針は示されているところでございます。

では、具体的にどうするかということでございますけれども、これにつきましては 2 0 0 5 年 1 1 月の「N T T グループ中期経営戦略の推進について」という方針の中で、具体的な取り扱いについては 2 0 1 0 年度までに策定をしていきたいということでございまして、これにつきましては N T T グループの具体的な判断を待って対応していくということかと思っております。

○根岸部会長 ほかにどうぞ。

○辻委員 もう 1 点よろしいですか。これまでの接続で問題になってきているのが L R I C です。これを変わるとなると、今年度末では時間がありません。ですから、これは基本的に今の L R I C が、非効率性をどう排除するか、あるいは最新の技術を用いるといった難しい問題があります。だから、それにかわるものを 3 月までに出示なさいたいというのはとてもできないと思います。しかし、そのぐらいの視点で議論するということになるのですか。それとも、別の新しいものを考えるような、そんな時間的にはせっぱ詰まったものなのでしょうか。

○古市料金サービス課長 先ほど、6 ページに接続料の算定方法等の提案募集に寄せられた主な意見を示しておりますけれども、接続料の算定方法につきましては、様々なご提案をいただいているところでございます。長期増分費用方式につきましても、やはり長期増分費用方式が望ましいけれども、当初からの採用は現実的ではないのではないかとといったようなご意見も頂戴しているところでございます。いずれにいたしましても、今後、具体的な接続ルールのご議論の中で、ではどういった接続料の算定方法が適当であるかといったところについて、またさらに深く具体的にご議論いただきたいと思っております。

○根岸部会長 どうぞ、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、接続に関する事項ということでございますので、接続委員会で調査検討をいただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

「新競争促進プログラム2010」の改定及び「新競争促進プログラム2010に関するプログレスレポート（第1次）」の公表について

○根岸部会長　それでは、最後ですが、報告事項に移りたいと思ひます。いわゆる新競争促進プログラム2010の改定、それからその2010に関するプログレスレポートの公表につきまして、総務省のほうからご説明をお願ひいたします。

○谷脇事業政策課長　それでは、資料82-4に沿ひましてご報告を申し上げたいと思ひます。表紙の次についております横長のパワーポイントの資料に沿ひまして概要をご説明させていただきたいと思ひております。

新競争促進プログラム2010の改定についてということでございますが、1枚おめくりいただきまして1ページ目でございますけれども、通信・放送改革につきましては、昨年6月に政府・与党合意ということで、ネットワークのオープン化など、必要な公正競争ルールの整備等を図ることが決められております。これはその後の閣議決定を経て政府の方針として今まで進めてきておるわけでございますけれども、この通信・放送改革の中で、通信分野の改革の工程表として、昨年9月19日に新競争促進プログラム2010を策定・公表させていただき、また、本審議会にもご報告をさせていただいたところでございます。昨年9月以降、さまざまな研究会あるいは当審議会においてご議論をいただけてきたところでございます。

2ページ目でございます。これまでの競争促進プログラムは、ここにございます10本の柱に沿って議論が進められてきております。その中には、先ほど来お話が出ております3番目のNTT東西の接続料の算定方法の見直し、4番目の移動通信市場における競争促進、あるいは6番目のユニバーサルサービス制度の見直し、こういったことについても議論を行い、順次結論を得てきているところでございます。この新競争促進プログラム2010につきましては、プログラムの中で、プログラム自体をフォローアップし、かつ定期的に改定していくことをお約束しているところでございます。その中で、プログレスレポート、進捗状況につきましてこれを取りまとめ、本審議会に公表・報告するという、それから市場構造が非常に速く変わっているということ、それから検

討の状況なども踏まえながら、プログラムの見直し、リボルビングを行うというお約束をしてきたところでございます。本プログラムをつくりまして1年強が経過したということで、今般、第1次のプログレスレポート、進捗状況のご報告と、それからプログラム本体の見直しということで、改定プログラムを23日に公表させていただいたということでございます。

3ページ目でございますけれども、今回、改定を行いましたプログラムでございますが、その中で、主要な施策について抜き出しをしているところでございます。この中で、NTTグループにかかわります各種の公正競争要件のレビューを行っております競争セーフガード制度、本年度から実施をしておりますが、今年度につきましては今年の終わりまでに検証結果を取りまとめるということ。それから指定電気通信設備制度（ドミナント規制）につきましても、包括的な見直しについて来年中に具体的な結論を得るということ。それから3点目として、今まさにご審議をいただいておりますNGNに関する接続ルールの整備、それから会計制度の研究会を踏まえた会計制度の見直しも今年度中に行ってまいります。それから固定電話の接続料につきましては、2010年度までにつきましては結論をちょうだいしているところでございますけれども、2011年度以降をどうするのか、これはPSTNからIP網への移行の状況等々も踏まえながら検討をしていく必要があるところでございます。また、光ファイバの接続料につきましても算定期間が今年度中ということでございますので、NTT東西の申請を待って本審議会へまたお諮りをしていくということでございます。また、つい先般ご報告申し上げましたけれども、モバイルビジネス活性化プランにつきましては、この新競争促進プログラムの一部を構成するものという位置づけになっております。その他、通信端末の技術基準、認証制度の見直し、ユニバーサルサービス制度の見直し、それからネットワークの混雑あるいは中立性という観点から、帯域制御ガイドラインの策定、これは現在既に今年の8月から関係4団体におきまして議論が始められております。

また、新しく検討の場を設けていくものとして3つ掲げてございます。1つ目が、ネットワークの中立性に関する第2段階の議論といたしまして、ネットワークの中立性と競争モデルの在り方に関する検討、それからきょうもお話が出てまいりましたが、認証・課金等のプラットフォームの連携強化に向けた検討、それから消費者保護策の強化という観点からの検討の場を設ける。この3つについては本年度中に新たな検討の場を設置し、2008年中、来年中を目途に一定の結論を得るというような方向性を今回出

させていただいたところでございます。

ご参考までに、4枚目のところには、先般ご報告させていただきましたモバイルビジネス活性化プランの概要についても添付をさせていただいているところでございます。

その他参考資料として、別添1が、改定をいたしました新競争促進プログラム2010本体でございます。またプログレスレポートが別添2ということで取りまとめさせていただいたところでございます。

以上、簡単でございますが、改定プログラムの概要についてご報告をさせていただきました。

- 根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
- 長田委員 今のご報告の中で、消費者保護策の検討というのをぜひやっていただきたいと思っておりますが、1つお願いなんですけれども、例えばこの今回のモバイルビジネス活性化プランの中で、販売奨励金に係るそれぞれのキャリアのいろいろな工夫がもう実際に始まっております。ところが、そのことがきちんと購入者というかユーザーに伝わってなくて、ある意味での消費者被害が生まれるというような形で、キャリアと代理店の関係とかそういうことも含めて、ほんとうにユーザーが携帯を購入する際、契約をする際にそのことがきちんと伝わって理解ができるような、そこの工夫をして初めてモバイルビジネスの活性化ということになると思いますので、総務省としても、キャリアが実際に何かサービスプランを考えるときには、丁寧な検討と丁寧な説明というのをぜひ指導していただくように要望したいと思います。
- 谷協事業政策課長 ご指摘のとおりでございまして、今回のこの新競争促進プログラムの改定版の中でも、モバイルビジネス活性化プランがその一部としてつけ加わっているわけでございますけれども、料金プランが多様化していくということは、逆に言いますと、料金のメニューの選択というものが従来に比べて複雑化をしていくという部分もあるわけでございます。そういった意味で、本体、別添1のほうで見ますと、活性化プランの中で、例えば13ページになりますけれども、消費者に対する説明事項の見直しということで、新料金プランの導入に伴う消費者の理解を促すという観点から、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインの見直しといったことも加えております。もちろん、これにとどまることなく、こういったことも含めて、消費者保護あるいは消費者への情報提供の強化という観点から、新しい検討の場におきまして包括的な

検討を進めてまいりたいと考えております。

○根岸部会長　ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの報告につきましてのご質問、ご意見をこれで終わりたいと思います。

閉　　会

○根岸部会長　以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の方、あるいは事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、会議を終了いたします。次回は11月28日水曜日の予定でありますので、よろしく願いいたします。